

## 自治体における取組事例について

- 1 児童相談所における機能分化（介入と支援）の取組
  - ① 横浜中央児童相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - ② 大阪府岸和田子ども家庭センター・・・・・・・・・・ 2
  
- 2 大分県における児童相談所と市町村の連携について・・・・・・・・ 3
  
- 3 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業について（青森県）・13
  
- 4 市町と児童相談所協働による同行訪問の取組  
 ～神奈川県三浦地域児童相談所～・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  
- 5 児童相談所業務の民間団体への委託の事例について
  - ① 福岡市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - ② 富山県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  
- 6 市町子ども家庭支援体制整備に向けた山口県の取り組み・・・・・・・・ 25
  
- 7 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  
- 8 岩国市子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38



○横浜市中心児童相談所の概況

管轄人口:965,993人、管轄子ども人口:133,100人

虐待対応件数:1,521件／虐待による一時保護件数:325件

※平成28年度「福祉行政報告例」より

○横浜市中心児童相談所の職員数:136人(正規職員89人(うち児童福祉司29人))

※児童虐待対応を行う職員の体制:「初期対応」部署:9名／「支援担当」部署:26名

(※平成29年4月19日現在)

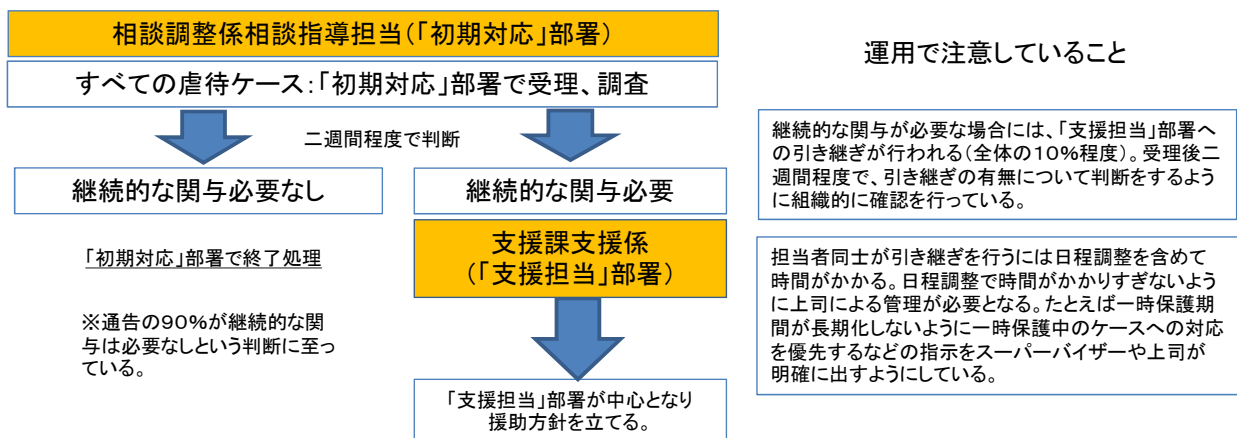
○機能分化体制の維持

平成13年に虐待初期対応部署を設置、これまで組織変更はせずに維持している。

○通告後の対応

1. 虐待通告があった場合には、「初期対応」部署が子どもの安全確認や関係機関への調査を踏まえて、アセスメントを行う。
2. 週二回開催されている援助方針会議へ提案される。援助方針会議で、継続的な支援が必要と判断されたケースについては、「支援」担当部署へ引き継ぐことを決定する。
3. 「支援」担当部署は、虐待だけではなく、その他の相談にも応じている。「支援」担当部署の担当ケースの継続中に虐待の通告が発生した場合には、「支援」担当部署が担当することになっている。

○機能分化のイメージと運用上の留意点



※引き継ぎが終了するまでには、約1ヶ月程度かかる。

※大阪府の場合には「初期対応」担当部署が援助方針を決めている(大阪府岸和田児相概要参照)。

メリット

- 警察からの面前DV通告等については、効率的に対応することが出来ている。
- 「初期対応」部署が、保護者へ虐待告知を厳しく行い、次に「支援担当」部署の別の担当者が登場することで保護者との相談援助関係を構築しやすくなる。

デメリット

- 「初期対応」部署から「支援担当」部署への引き継ぎにどうしても時間がかかる。具体的には職員間の引き継ぎ、子どもや家族への顔繋ぎまでに一定の時間を要する。
- 初期のアセスメントから保護者とのやりとりを含めたケース全体を見通した児童福祉司のソーシャルワークを担う力が弱くなる傾向がある。専門性が高い人材養成をいかに進めるかが課題である。

児童相談所における機能分化(介入と支援)の取組②  
～大阪府岸和田子ども家庭センター～

○大阪府岸和田子ども家庭センターの概況

管轄人口:915,162人／管轄子ども人口:158,268人

虐待対応件数:1,812件／虐待による一時保護件数:213件

平成28年度「福祉行政報告例」より

○大阪府岸和田子ども家庭センターの職員

職員総数54人(正規職員40人・うち児童福祉司25人)

※児童虐待対応を行う職員の体制

「初期対応」部署を含む全相談対応部署:19名／「支援担当」部署:14名

○機能分化の変遷

- 平成12年度から、虐待対応課を設置し、虐待相談について初期対応から支援までを一貫して担当する部署を設置した。
- 平成28年度からは虐待対応専門部署を、すべての相談を一元的に受理する部署に再編、部署内に「初期対応」(インテーク)に特化した部署を設置した。

平成28年度に「初期対応」部署を設置した理由

理由①:1の体制では、職員の業務量が増え、職員の業務量の準化を行う必要があった。

理由②:緊急性の高い案件に時間を割かれてしまい、社会的養護下にある子どもや家族への支援が後手に回ってしまう傾向があった。

理由③:虐待にかかわらず、すべての相談に対して、要保護性に着目して組織内で一定の水準でリスクアセスメントを行う必要があった。

○通告後の対応

- 通告及び相談受理・アセスメントと、一回の助言指導で終結するケースについては「初期対応」(インテーク)部署が担う。一時保護など継続的な在宅支援が必要な場合は、「地域担当」部署へ引き継がれる。更に、社会的養護の段階(親子分離と援助実行支援の段階に入った時点)で「支援」担当部署へ引き継がれる。  
具体的には、子どもの施設入所が決定し、家族へのプランの説明を行う直前で、「初期対応」部署と「支援」担当部署が引き継ぎを行う。家族へのプランの説明については、「初期対応」部署職員と「支援」担当部署職員が同席して行うこととしている。
- 「支援」担当部署は、施設入所から家族再統合及びその後の在宅支援等を担当する。施設入所後の不適応への対応や、家庭復帰後・施設退所後の虐待の再発への対応といった、援助実行後の不測の事態への対応も、「支援」担当部署が担う。

平成28年度から、24時間365日受理する全ての通告や相談に対して、常に的確かつ迅速なアセスメント・初期対応を行う体制を整備。

平成27年度までは、虐待ケースのみを扱う「虐待対応課」と「虐待以外の養護、障害、非行等の相談ケースを扱う「地域相談課」で運用。

課題:初期アセスメントを迅速かつ的確に行うことができず、施設入所も長期化する傾向があった。

相談対応課(「初期対応」「地域担当」部署)

受理→初期アセスメント

安全確認済み(終了)

援助方針決定

育成支援課(「支援担当」部署)

○在宅ハイリスクケースへの支援、リスクマネジメントの継続  
○通所指導、家庭訪問等による直接確認の継続  
○要保護児童対策地域協議会に要保護児童として登録し、関係機関による間接確認の継続

○施設入所、里親委託ケース担当として、入所・委託中の子どもたちへの支援や家族再統合支援を担う。

○運用上の工夫

- 「初期対応」部署には、児童福祉司と児童心理司を配置し、経験が豊富な職員を配置している。
- 福祉司経験が比較的長い職員がインテーク(受理)を担っており、インテーク職員が通告内容の整理や、調査担当の福祉司へ対応の指示を出すようにしている。
- 援助方針は「相談対応課」が判断する。入所・里親委託となれば育成支援課が引き継ぐことになる。

メリット

- 「初期対応」部署がアセスメントを実施し、緊急度を的確に把握し、援助方針を立てることで、量質とも的確に対応していくことができる。
- 虐待通告であるか否かにとらわれず、児童相談全般に潜むリスクを一元的にアセスメントできる。
- 初期段階から心理アセスメントの実施ができる。

デメリット

- 家庭から分離による支援の段階になると「支援担当」に引き継ぐ必要があり、社会的養護に移行する時点で、将来を見通した家族再統合のための援助計画を立案することとしており、保護者との関係性を再構築する必要が生じる。

# 大分県における 児童相談所と市町村の連携について

## 大分県福祉保健部こども・家庭支援課

### 1 児童虐待に係る再発防止策

#### (1) 経緯

- 平成23年11月25日、男児(4歳)が実母からの身体的虐待を受けて死亡する事件が発生
- 市で関わっていた家庭(児相での対応歴なし)
- 県知事、市町村長が出席した研修会(トップセミナー)を開催
- 再発防止策を策定し、それを踏まえた児童虐待の未然防止や関係機関との連携強化に向けた様々な取組を実施

## (2) 再発防止策の大きな柱

- ① 情報共有の徹底
- ② 関係機関同士の緊密な連携による支援の強化
- ③ 相談支援技術向上のための研修の強化

※児相と市町村の連携における基本的考え方  
※再発防止策に基づき、連携に向けた取組を開始

### ～以前の児童相談所と市町村の連携状況～

- 市町村との連携が必要だと分かっているが・・・
- 個別ケースを通じた関わりがほとんど
- 双方のケースの状況は知らない
- ケースの押し付け合い、感情的に役割分担、そして、いがみあい

#### 【児童相談所】

- 児相は児相ケースの対応で忙しい
- 市町村がすぐに動いてくれない
- ケースを丸投げされる
- とりあえず市町村

#### 【市町村】

- 児相は何もしてくれない
- 市町村は児童相談業務ばかりやられていない
- 方針が知らされない、勝手に決まる

### (3) 再発防止策の具体的内容

#### ①情報共有の徹底

- 児童相談所による市町村要保護児童対策地域協議会の支援
- 各市町村で実務者会議を原則として毎月開催
- 児童相談所と市町村が受理した全ての虐待事案を共同管理台帳に登載し、共同して進行管理(役割分担の確認等)を行う。
- 参加メンバーは、児相、各市町村の児童担当課、保健担当課、教育担当課のほか、生活保護担当課や警察署(生活安全課)など徐々に参加メンバーを拡大
- 共同管理台帳登載ケースについては児童相談所も責任を持つ。

#### ～経緯～

- H17児福法改正で児童相談の一義的窓口が市町村とされたことで、「どんなケースをお互いが持っているのか、まずは付き合わせよう」ということになり、「児相や市のケースではなく、全てが両方のケースである」という認識のもと、H18年度から1市と共同で台帳を持つことになる。
- 他の市町村にも働きかけ、少しずつ広がっていくが、開催頻度や共同管理台帳の様式は統一されておらず、市町村によって異なる状況
- 県知事、市町村長が出席したトップセミナーで再発防止策が了承されたことで、H24年度から全ての市町村で共同管理台帳による毎月の進行管理を実施

## ～実務者会議について～

- 原則として毎月開催
- 時間：2～3時間
- 参加者

児相(SV、地区担当CW)、市町村(児童福祉、母子保健、生保、障がい、教委)、警察、保健所

- 情報共有のポイント

新規ケースの登載、継続ケースの状況変化、  
主担当機関の決定・変更、面談・訪問等の情報、  
「だれが・いつまでに・何をするか」

## ～共同管理台帳（例）～

連番	児童福祉課	母子保健課	教育委員会	その他	中央児相	児童氏名	性別	生年月日	年齢	出入確認依頼	所属	学年	世帯の状況(家族構成等)	相談内容(主訴)	(備考)相談の概要・支援内容・関係機関の役割分担等
1	◎ (担当者)		○ (学校)		受理年月日 ○ (担当CW名)	○○ ○○	女	平成○年○月○日	10		○○小学校	5年	父、母、姉(高2)、本児	心理的虐待(養護)	【市送致予定】(H30.3.○警察から情報提供書受理) *警察から面前DVの情報提供 *H30.2/○、実母「入浴中に、夫がスマホ盗み見。浮気疑われけんかとなり、髪を引っ張られ平手で顔叩かれた。その時本児が起きてきた」来署相談。→児相の取扱いなしのため、市に送致予定。
2	H29..○ (担当者)	H29..◎ (担当PHN)			○ (担当CW)	○○ ○○	男	2017/○/○	0				父・母・(異父姉、)兄、本児 ※異父姉は前父方祖父 母養育中	その他(養護)	【市・保健師・保育所見守り A】(H30..市、母へ架電 市、保育所へ架電) ・母が強迫性障害の既往あり。父方両親から出産を反対されていたため、30歳で妊娠届け出。精神科受診を勧奨するもなかなか受診せず。○月出産後、産科Drの誘いで精神科クリニックに繋がる。児の健康状態は順調。母、退院後、父と隣に住む父方祖父母が主に育児を行っている。母はクリニックに通院し、服薬治療中。 ・H29.見定期健診 父母、児で受診。判定:要観察(親の心身状態) ・H30..母へ聴き取り:本児は元気。 ・H30..主治医から「病状は落ち着いている」。 ・○/○ 保育所へ聴き取り:児児登園順調。元気に過ごしている。父母にも気になる様子は見受けられない。
3	H29..◎ (担当者)	H29..○ (担当PHN)			○ (担当CW)	○○ ○○	男	2013/○/○	4		○○こども園	年中	父・母・(異父姉、)兄、本児 ※異父姉は前父方祖父 母養育中	その他(養護)	No.2の兄

※1「◎」は主担当機関

※2 リスク別にS、A、B、Cにランク付け 目安として訪問・連絡頻度 S:1/1～2週、A:1/月、B:1/2ヶ月、C:1/3ヶ月



## 【効果】

- 何よりもケースに対する共通理解ができることにより、支援方針が共有できる(このケースの何が問題で何を目指すのか)。
- 毎月、情報共有しているため、ケースの状況変化にすぐに対応でき、他機関に依頼する場合も依頼しやすくなる。
- 相互の役割分担と具体的支援方法、主担当機関がはっきりするため、市町村の安心にもつながる。
- H29共同管理台帳登載数1,853件(+257件)

## 【課題】

- 台帳登載ケースが多くなると、細かな検討が困難になる。毎月の更新作業が負担になる。

## ②関係機関同士の緊密な連携による支援の強化

- 家族全体を支援する視点に立って、関係機関が連携した複数の関係職員による訪問支援の強化
- 児童相談所は、市町村からの要請があれば、今まで以上に積極的に市町村と同行訪問や同席面接を行うようにする。
  - ・ 児相SVが市町村を訪問し、市町村ケースへの助言を行っている。

### ③相談支援技術向上のための研修の強化

- 市町村の相談支援技術のさらなる向上を図るため、児童相談所において、通告対応・訪問調査・アセスメント等に関する研修を演習方式により重点的に行う。
  - 通告受理や訪問ロールプレイ研修では、通称「どこでもドア」という大道具を使用
- 人事交流：児相職員と市町村職員を相互交流として、半年～1年間派遣（H24～毎年実施）
- 市町村職員の児相研修受入：市町村職員を短期（1日～数日）で受け入れ、児相業務を体験

どこでもドア

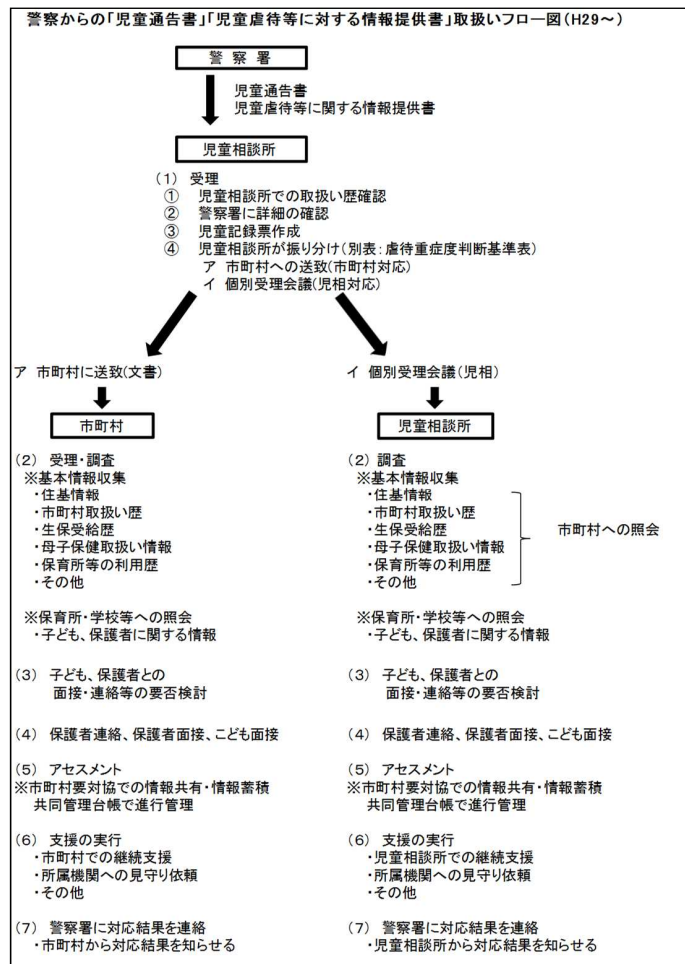


- ・家庭訪問演習で使用しています。
- ・実際にドアを介して会話することで臨場感が高まります。

## 2 児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割分担

### (1) 警察からのDV目撃通告に係る取扱い

- H28児童福祉法改正による県と市町村それぞれの役割・責務の明確化を受けてお互いの業務特性を活かした役割分担が必要
- H29年3月16日付けで市町村あてに通知「警察からのDV目撃通告に係る取り扱いについて」



レベル	対応	子どもの状態	具体的なリスク因子
最 重 度	児童相談所対応 児童相談所において安全確保を第一に対応 緊急一時保護を検討(警察との連携)	子どもに重篤な被害が生じている	・致死的な外傷（内臓破裂、頭蓋骨骨折、SBS、重症火傷など） ・重度のネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄など） ・性的虐待(疑い)（性交、性的行為の強要、妊娠、性病を患る、性感染症罹患など）
		子ども自身が保護を求めている	・子どもの帰宅拒否等が理由で相応 ・子どもの保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い
重 度	児童相談所が主に対応 児童相談所主体の関係機関連携による支援 (状況に応じて一時保護を検討)	子どもの生命に危険が「ありうる」危険される	・生命に危険な行為（顔面打撃、顔面攻撃、首締めなど）があり、繰り返される可能性が高い ・治療を必要とするほどの外傷（骨折、顔面の外傷、火傷など）がある ・乳幼児の保護者が自己制御がきかないことを訴える ・保護者が親子心中(自殺企図)、子どもの殺害を考えている ・乳児を長時間、大人の監督もなく家に放置 ・特定妊婦(出産後の養育の意思がない妊婦) ・過去に、きょうだいが不審死している
		今すぐ生命の危険はないが子どもに被害が生じ、又は被害が生じる恐れがある	・子どもが慢性的にあざができるような暴力を受けている ・保護者に慢性的な精神疾患があり、乳幼児の世話ができない
中 度	市町村が主に対応 市町村主体の関係機関連携による支援 (児童相談所は後方支援)	長期的には子どもの心身の成長に重大な影響が生じると危惧される	・幼児を長時間又は夜間、大人の監督もなく家に放置 ・長期にわたり世話が不十分だったり、保護者が関わっていない ・家から出してもらえない ・子どもの意に反して登校(園)させてもらえない(教育ネグレクト) ・過去に、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある ・近隣住民が気になるほどの子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声（泣き声通告・怒鳴り声通告）
		保護者自身の問題があったり、養育環境が不適切であり、自然の経過では改善の見込みが少ない	・子どもに対する保護者の拒否感が強い ・保護者に虐待の自覚、認識がない ・DVがあったり夫婦関係が悪化で子どもに影響している（警察からの法第25条によるDV目撃通告、情報提供による通告） ・食事に困るくらい経済的に困窮している ・保護者が精神的に不安定で判断力が低下している ・特定妊婦
軽 度	市町村対応 市町村の手育て支援サービス提供 地域での定期的な見守り	実際に虐待があるが、一定の制御があり、一時的なものと考えられる	・外傷が残るほどではない暴力を受けている ・子どもに健康問題を起こすほどではないが、養育を時に放棄している
		実際に虐待はないが、今後虐待につながる可能性がある	・子どもを叩いてしまいが、世話をしたくないと保護者が訴える

## (2) 大分県における児童虐待相談件数

※上段は受付件数、下段〔 〕は世帯数

年度	受付件数 ①	左のうち(虐待種別)					対応件数 ②
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	左記のうち 警察通告	ネグレクト	
H 2 2	399 〔 252 〕	157 〔 103 〕	10 〔 8 〕	139 〔 84 〕	56 〔 33 〕	93 〔 57 〕	905
H 2 3	467 〔 323 〕	155 〔 111 〕	8 〔 8 〕	190 〔 123 〕	100 〔 59 〕	114 〔 81 〕	928
H 2 4	486 〔 308 〕	167 〔 121 〕	7 〔 5 〕	213 〔 126 〕	133 〔 74 〕	99 〔 56 〕	753
H 2 5	678 〔 427 〕	178 〔 129 〕	8 〔 6 〕	393 〔 227 〕	282 〔 151 〕	99 〔 65 〕	929
H 2 6	657 〔 441 〕	205 〔 163 〕	9 〔 7 〕	372 〔 222 〕	281 〔 165 〕	71 〔 49 〕	970
H 2 7	654 〔 430 〕	203 〔 150 〕	4 〔 4 〕	326 〔 201 〕	209 〔 126 〕	121 〔 75 〕	983
H 2 8	814 〔 504 〕	229 〔 169 〕	13 〔 11 〕	458 〔 258 〕	306 〔 164 〕	114 〔 66 〕	1,230
<b>H 2 9</b>	<b>705</b> 〔 446 〕	<b>215</b> 〔 146 〕	<b>8</b> 〔 7 〕	<b>372</b> 〔 219 〕	<b>278</b> 〔 155 〕	<b>110</b> 〔 74 〕	<b>1,321</b>
<b>増 減 (H29-H28)</b>	<b>-109</b> 〔 -58 〕	<b>-14</b> 〔 -23 〕	<b>-5</b> 〔 -4 〕	<b>-86</b> 〔 -39 〕	<b>-28</b> 〔 -9 〕	<b>-4</b> 〔 8 〕	<b>91</b>

### 【用語の説明】

- ①受付件数：当該年度中に児童相談所が新たに虐待相談として受理した児童数（世帯数）。
- ②対応件数：当該年度中に児童相談所が虐待相談に関して対応した延べ件数。  
過年度に受け付けた相談に対する継続対応も含む。また、1児童について複数回の対応を行った場合はそれぞれを計上している。

※H25年度から毎年6月に児童虐待件数を記者発表

### (3) 経緯

- H28年3月 市町村実務担当者連絡会議(後期)
  - (H24年度から年2回開催、再発防止策徹底の確認、児童虐待防止対策に係る情報共有)
  - H28児童福祉法改正により県と市町村それぞれの役割・責務の明確化が定められることを受けて、お互いの業務特性を活かした役割分担を県から提案(警察からの面前DV通告の取扱い)
- H28年8月 児相所長による市町村訪問
- H28年11月～市町村ヒアリング実施
- H29年3月 通知発出

### (4) 実績

- 面前DVについては、通告を受けた児相が、警察が臨場した際の情報や児相での取扱い歴などの情報等を踏まえて振り分けを行うが、ほとんどのケースは緊急性はそれほど高くないため、市町村に直接の安全確認を依頼することはあまりない。
- 安全確認の結果は、個々に市町村から報告がある。実務者会議において、その後の対応が報告されることもある。
- 市町村送致となるケースの割合:約半数(159/313)
- 互いの業務特性を活かした役割分担の明確化
  - 一時保護など専門的な知識や技術を要する支援:児童相談所
  - 児童の身近な場所における継続的な支援 :市町村

### 3 警察との連携について

#### ■ 情報共有について

- 毎月開催の要対協実務者会議における共同管理台帳による情報共有(※再発防止策による取組)
- 児童相談所が支援を行うにあたり特に警察との個別の連携が必要と判断したものについては、警察に対し積極的に相談や対応の協議を行う(※重篤な事案への対応について、平成26年3月にガイドラインを策定)

#### ■ 連携強化のための取組について

- 警察本部少年課と児童相談所との連絡会、警察と児童相談所の連携強化研修及び合同研修の開催、中央児童相談所への再任用警察官の配置などにより連携が図られている。

# 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業 について

青森県 健康福祉部 こどもみらい課  
子育て支援グループ

(1) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業を実施することになった経緯

\* 平成17年4月1日 児童福祉法改正

→ 市町村は、児童家庭相談の第一義的な窓口

都道府県は、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応、市町村の後方支援

(当時の本県の実態)

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)が十分に活用されていない
  - 平成21年度 40市町村中 実務者会議未実施  
16市町村
  - 個別ケース検討会議未実施  
13市町村
  
- ・「虐待通告は児童相談所に対応」という改正前の考えが残っていた
  - 平成21年度 市町村児童虐待相談対応件数  
92件(全国最下位)

\* 平成20年11月28日 A町で幼児の死体遺棄事件

\* 平成20年12月5日 B市で乳児の死体遺棄事件

→ 平成21年度 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会で死亡事例検証実施

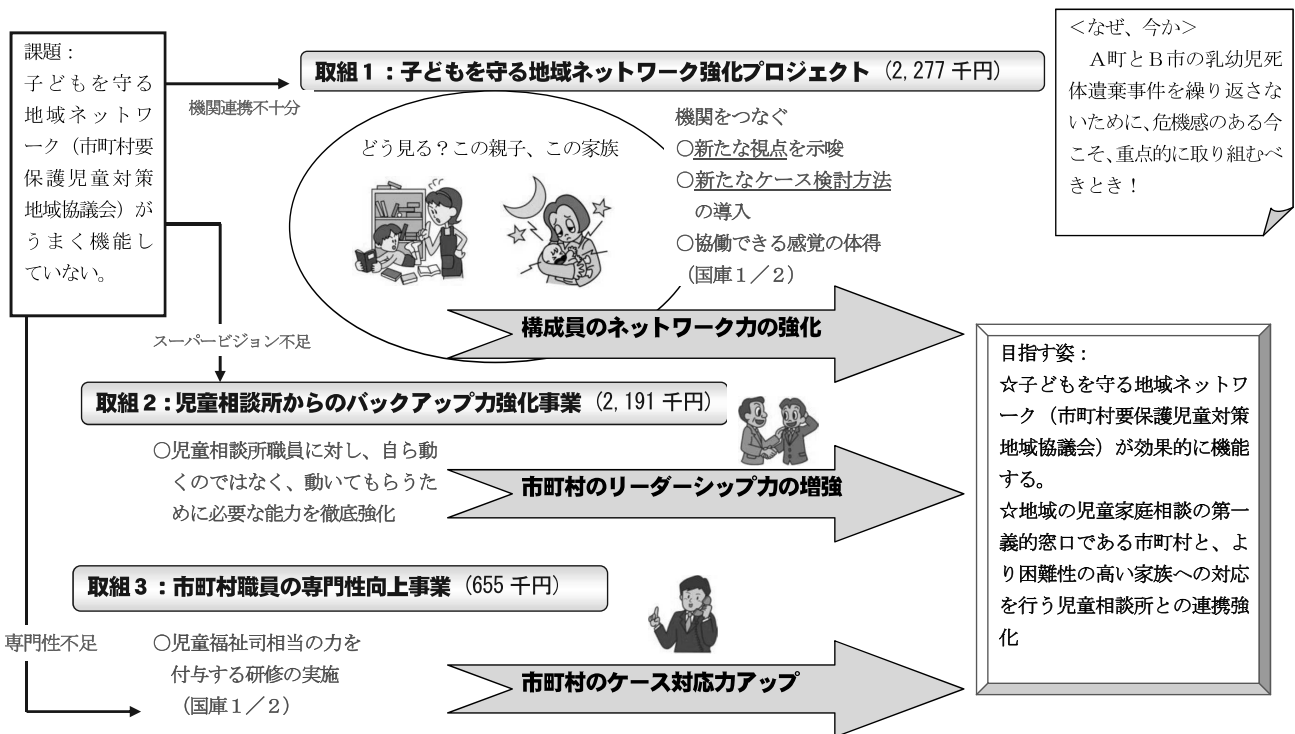
- (提言)
- ① 虐待発生予防対策の充実強化
  - ② 早期発見、早期対応の充実強化
  - ③ 迅速な初期介入の徹底及び対応強化が必要



特に、要対協がうまく機能していないこと、  
そのことで、児童虐待の早期発見、早期対応がさ  
れていないとの指摘を受ける。

→ こどもみらい課で、要対協をうまく機能させ  
るために「子どもを守る地域ネットワーク強  
化支援事業」を実施  
(平成22年度～平成23年度)

### 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業



## (2) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業の内容

- ① 子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト  
要対協構成員に対し、家族援助のための視点  
や方法等を学ぶ 研修を実施  
(6地区 3回開催)

講師 立命館大学教授 団 士郎氏

## ② 児童相談所からのバックアップ力強化事業

- ・要対協についての研修を、児童相談所職員、市町村職員、要対協構成員に対して実施

講師 西南大学教授 安部 計彦氏

- ・児童相談所から1～2名のプロジェクト委員を選定し、要対協の現状と課題を整理し、機能的な役割分担の在り方を検討

- 11市町村のモデル地区を選定し、半年間役割分担モデル実施
- モデル市町村で研修実施
- モデル市町村職員、プロジェクト委員、講師で、役割分担の課題を整理
- 児童相談所と市町村の役割分担を整理し、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を作成、配布し、全市町村に対し、説明会実施
- 平成24年度から全市町村実施

### ③市町村職員の専門性向上事業

児童家庭相談に携わる市町村職員を対象に、児童福祉論、児童虐待援助論、児童虐待援助演習等の講習を実施。

### (3)「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」について

#### ①市町村と児童相談所の機関連携対応方針の基本的な考え方

情報共有の  
積極化

市町村と児童相談所  
の定例連絡会議の  
開催

市町村も  
初期対応

かかわりが難しい事  
例には、児童相談所  
も対応

#### <定例連絡会議とは>

市町村の福祉部門、保健部門、教育部門、児童相談所の4者が、定期的に集まり、要対協で関わっているケースや、各機関で情報を持っている気になるケース等について、情報共有、進行管理を行う会議。

この3者と児童相談所が積極的に情報共有し、児童相談所のスーパーバイズを受けながらケース進行管理を進めていくこと、市町村が情報集約・管理を行っていく。

個別ケース会議開催の必要性についても判断。

## ② 連携モデル

- 1) 泣き声通告
- 2) 保育所や学校等でケガやアザを発見後、初めて通報
- 3) 骨折通報、性虐待の疑い通報等
- 4) 健診未受診
- 5) 保護者に会えるが子ども(在宅の乳幼児)に会えない
- 6) 児童相談所での在宅指導ケース
- 7) 養護ケースの家庭引き取りに向けて保護者を交えた会議の開催
- 8) 虐待通告が児童相談所にあったが、虐待の事実が確認できない場合

## ③ 連携モデル事務処理マニュアル

### ④ 「泣き声通報」のチェックリスト

### ⑤ 「訪問調査」のガイドライン

### ⑥ 「保護者支援」のガイドライン

### ⑦ 参考様式

## (5)市町村児童家庭レベルアップ事業 (平成24年度～)

### ① 要対協へのアドバイザー派遣(年10市町村)

アドバイザー 西南大学教授 安部 計彦氏

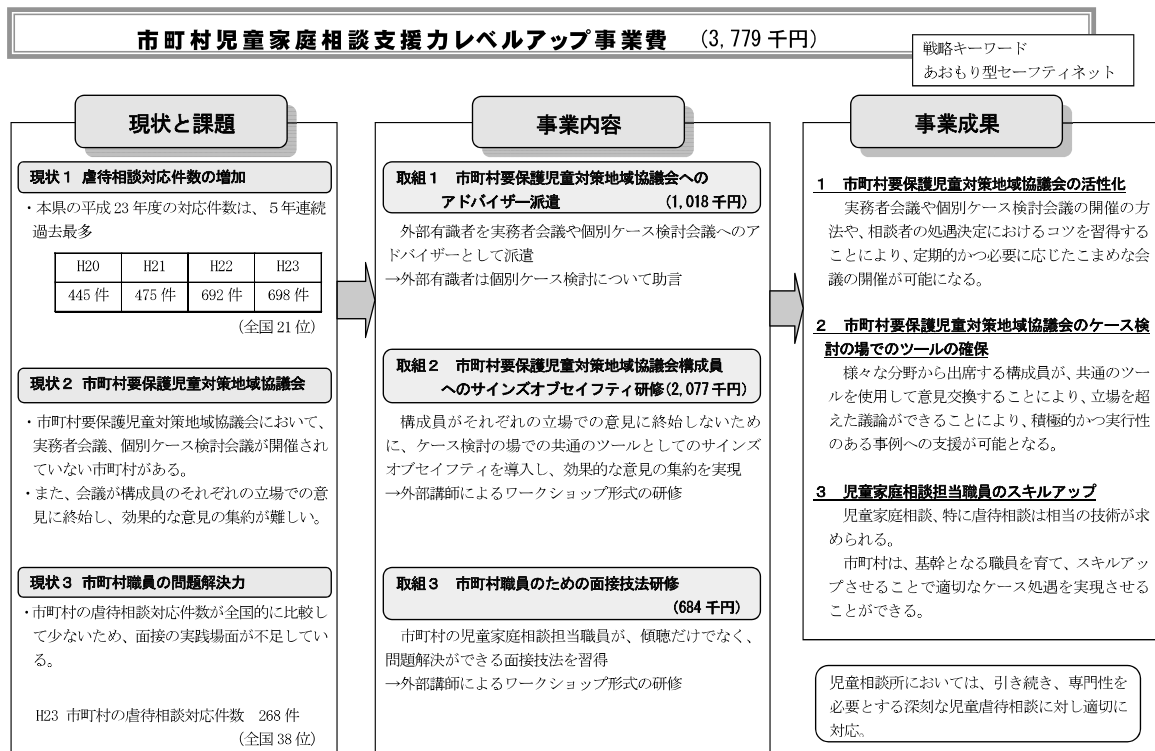
弘前厚生学院学院長 関谷 道夫氏

### ② 要対協構成員へのサインズセイフティ研修

講師 臨床心理士 井上 直美氏

### ③ 市町村職員のための面接技法研修

講師 同志社大学教授 早樫 一男氏



## (4)事業の成果

### ①要対協の実施状況

平成24年度 40市町村中

実務者会議未実施

12市町村

個別ケース検討会議未実施

5市町村

### ②市町村の児童虐待相談対応件数

平成24年度 339件

#### 市町村等へ向けた研修事業（平成24年度～）

市町村児童家庭支援力アップ事業 (H24～H25)	児童虐待対応力アップ事業 (H26～H27)	要保護児童支援者研修事業 (H28～H29)
<b>1 サインズオブセイフティ研修</b> 市町村要保護児童対策協議会 構成員向けプログラム 講師 井上直美 (臨床心理士)	<b>1 ケースマネジメント研修</b> 市町村要保護児童対策協議会 構成員向けプログラム 講師 久保宏子 (NPO法人理事)	<b>1 ステップアップ研修</b> 市町村要保護児童対策協議会 構成員向けプログラム 講師 安部 計彦 (西南学院大教授)
<b>2 要保護児童地域対策協議会 へのアドバイザー派遣</b> 市町村要保護児童対策協議会 調整機関向けプログラム 講師 安部 計彦 (西南学院大教授)	<b>2 リスクアセスメント研修</b> 保健師および保育士向けプロ グラム 講師 佐藤拓代 (大阪府母子保健センター長) 才村純 (関西学院大教授)	<b>2 社会的養護関係施設基幹 職員研修(H28)</b> 児童福祉施設基幹職員向け プログラム 講師 外部講師及び県職員
<b>3 市町村職員のための面接 技法研修</b> 児童福祉担当市町村職員向け プログラム 講師 早樫一男 (同志社大教授)	<b>3 被措置児童等虐待防止 研修</b> 児童福祉施設基幹職員向け プログラム 外部講師依頼および外部研修 への派遣	<b>3 性問題行動に関するリスク アセスメント研修(H29)</b> 児童福祉施設職員向けプログ ラム 講師 県職員

# 市町村と児童相談所の機関連携対応方針の改正について

## 1 機関連携対応方針の概要

市町村と児童相談所それぞれが本来の役割を果たし、適切な連携ができるよう、県内の市町村と児童相談所の役割分担の考え方を連携モデルとして例示し、地域の実情に応じて取組を進めていくもの。

## 2 これまでの経緯

- H17.4 児童福祉法等の一部を改正する法律施行
- H24.3 機関連携対応方針の策定
- H25.7 機関連携対応方針の改正
- H28.6 児童福祉法等の一部を改正する法律公布
- H29.4 児童福祉法等の一部を改正する法律施行
- H30.3 機関連携対応方針の改正**

## 3 改正の主旨

H28.6の児童福祉法改正により、**児童相談所から市町村への指導委託や事案送致**の規定が設けられる等、虐待事案が適切な機関において対応されるよう制度化された。また、近年、**警察からのDV目撃による心理的虐待の通告が増加**しており、市町村と連携した調査が必要となっている。

以上のことを踏まえ、**H30.3に当該対応方針の改訂版を発行したものである。**

## 4 改正内容

### (1) 市町村による指導を拒否するケース（新規）

市町村が虐待通告を受理したケース等で、調査の結果、市町村の在宅支援サービスの利用や市町村による訪問指導等が相当と認められるものの、保護者がそれを拒否する場合は、**児童相談所からの指導委託の措置を受けて市町村が指導する。**

### (2) 警察からのDV目撃通告ケース（新規）

児童相談所が警察からのDV目撃通告を受理した場合、国で示した「共通アセスメントツール」を用いて児童相談所がアセスメントを行う。その結果、介入的なケースワークが必要な場合は児童相談所が実施し、それ以外の場合は市町村への事案送致とする。

### (3) 児童相談所での在宅指導ケース（修正）

児童相談所が児童福祉司指導等の指導を終結したケースのうち、今後、市町村の在宅支援サービスの利用や市町村による訪問指導等が相当と認められるものの、保護者がそれを拒否する場合は、**児童相談所から市町村への指導委託の措置をとる。**

### (4) 養護ケースの家庭引取りに向けて保護者を交えた会議の開催（修正）

施設退所後、児童相談所が児童福祉司指導等の指導を開始してその指導を終結したケースのうち、今後、市町村の在宅支援サービスの利用や市町村による訪問指導等が相当と認められるものの、保護者がそれを拒否する場合は、**児童相談所から市町村への指導委託の措置をとる。**



## 市町と児童相談所協働による同行訪問の取組～神奈川県三浦地域児童相談所～

### 同行訪問提案の理由

- 警察からの児童相談所への通告の増加
- その多くは、市町で対応がすることが適切であると判断されると判断されると判断され、物理的な近さ、地域の資源の活用を最大限活用することで対応することが可能。

### 実施前の狙い（期待される効果）

- 児童相談所と市町の間で、合理的な役割分担がなされる。
- 相互にとってOJTの機会となる。
- 子どもの安全について共通理解を得やすく、お互いの虐待対応の進め方を学びあう機会になる。

### 実施概要：連携先は、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の3市1町

- 平成26年度から市町との話し合いを開始し、平成27年4月から実施し、30年年度も継続している。
- すべてのケースに訪問しているわけではない。平成29年度は警察からの通告のうち同行訪問を実施した割合は35.2%(91件のうち32件)。平成29年度に同行訪問を実施した割合は13.7%(350件の内48件)であった。同行訪問の適否を個別に検討している。

### メリット

- 児童相談所：市町とのやりとりがスムーズとなり、市町村が実施しているサービスや情報をその場で伝えることができた。
- 市町：ケースの共有やその後の対応がスムーズになった。同行訪問から市町の相談に繋げることができた。

### デメリット

- 児童相談所：同行訪問するまでに調整の時間がかかる。同行訪問したが、リスクが高く、結果的に不適なケースがあった。
- 市町：児童相談所が訪問することへの市民の抵抗感。訪問が増えて、出張旅費がかさむ。業務負担が増加。

### 典型的な事例

- DVで他自治体から転入。実母の夜間就労があり、子どもたちだけの時間に困り、日中の就労に加えて、週2回の夜間の時間帯も週応していたケース。
- 児童相談所は市との同行訪問実施し、夜間放置について指導するだけでなく、市職員が児童扶養手当の要件の確認や、生活保護の紹介、生活困窮者支援制度に基づき相談を機関へ繋ぐこととした。結果、母は夜間の勤務を辞め、子どもの夜間放置はなくなった。さらに離婚調停の手続きを行った。

## 児童相談所業務の民間団体への委託の事例について

### <福岡市の事例>

～ 虐待通告を受けたあとの安全確認等 ～（平成24年度事業開始）

#### ○事業内容

- ①児童の安全確認：夜間(18:00～翌8:30)、土・日・祝日の児童通告のうち、緊急性があるケースについて、児童相談所の要請を受けたNPO法人の訪問員が2名で家庭訪問を行い、児童の安全確認を行う。
- ②児童の移送：夜間、土・日・祝日に保護者からの一時保護要請があった場合、児童を家庭等からこども総合相談センター（児童相談所）や施設に移送する。

#### ○業務委託の背景と委託先の選定方法

急増する泣き声通告への対応、児童相談所の訪問による保護者の衝撃を緩和させるため、市政だより、市HPなどを通じた公募により選定したNPO法人に委託することとした。

#### ○実施に向けた検討

- ・こども総合相談センター（児童相談所）が受けた通告をNPO法人へ伝えるための方法を迅速かつ確実にを行うため、必ず電話にて連絡することとした。
- ・民間団体が夜間・休日に家庭訪問することへの市民の理解を得るため、マスコミ等を利用した周知を行うとともに、家庭訪問時の対応を適切に行うため、NPO法人向けの研修及びNPO法人との連絡会を開催した。
- ・派遣すべきケースの判断を円滑に行うため、派遣基準を作成した。

#### ○メリット

- ・家庭訪問などの安全確認に要する業務時間の軽減、休日の電話呼出や電話対応などの精神的負担の軽減といった点で、児童相談所の業務負担軽減につながっている。
- ・児童相談所職員が訪問する場合に比べて、保護者の受け取り方が良く、その後の支援が円滑に進みやすくなった。

### <富山県の事例>

～ 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施 ～（平成17年度事業開始）

#### ○事業内容

- ・保護者等との面接又は心理療法：管内の拠点において、各月1回程度、該当保護者等を集めた1時間程度の面接等を実施する。
- ・児童との面接又は心理療法：児童単独又は保護者等と共に、月1回1時間程度の個別あるいは集団での面接、心理療法を実施する。
- ・保育所等訪問・電話連絡などによる児童や家族の把握：月に1回程度の保育所等訪問や子どもの所属する学校への電話調査を行い、家族状況の把握や対応のアドバイスを実施する。

#### ○業務委託の背景と委託先の選定方法

地域の資源を活用した児童や家庭への相談支援体制の充実を図る観点から、既に地域で児童の居場所作りや相談支援を行っている「子どもの権利支援センター」を運営しているNPO法人に対し、児童虐待のリスクがある家庭における健全な親子関係の構築、家庭生活の維持・促進を目的として、本来児童相談所が行っていた家族再統合や保護者への支援に係る業務の一部を委託することとした。

#### ○実施に向けた検討

- ・対象ケースの的確な選定のため、児童相談所内で定期的に実施している児童虐待ケースに係る進行管理協議において、対象ケースの選定を実施することとした。
- ・訪問・電話調査を受けることになる保育所や学校等の児童が所属する機関等へ事業内容を周知するため、関係機関向けの協力依頼文書を作成し、事業開始前に関係機関と協議を実施した。

#### ○メリット

- ・公的機関の介入等を拒む（相談ニーズが低い）保護者に対する支援が可能となり、虐待の再発防止や予防を行うことができる。また、リスクは低いながら、終結に向けての見守りが必要な継続指導ケースに係る状況把握を委託することで、効率的かつ効果的に児童相談所も業務を行うことができる。
- ・委託団体と支援の状況について、定期的な意見交換会を実施（年3回）し、児童等の状況を的確に把握できる。また、児童虐待などの知見を有する医師がいる団体に委託することで、保護者面接等を総合的に踏まえたリスクアセスメントを行うことができる。
- ・地域における相談・支援の活動実績がある団体に業務委託することで、保護者や児童に受け入れられやすく、その後の支援に円滑につながることもできる。

# 市町子ども家庭支援体制整備に向けた山口県の取り組み

山口県健康福祉部

こども・子育て応援局 こども家庭課

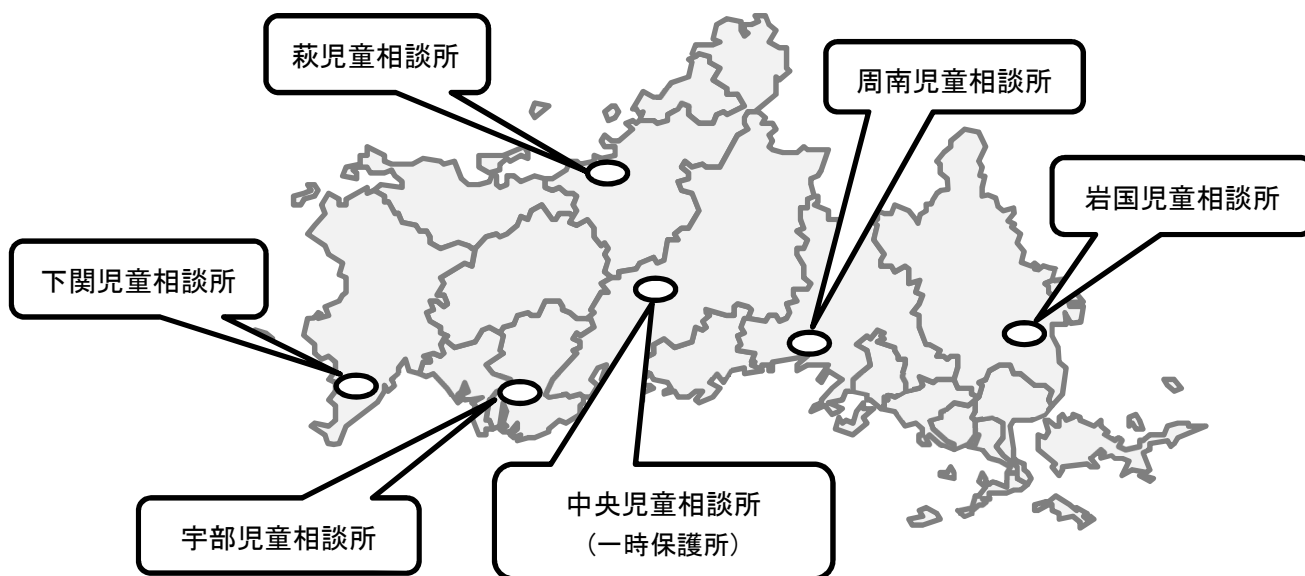
## 1 山口県の児童相談所の概要

	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	合計
管内人口(人)	339,523	224,104	252,023	232,100	268,517	88,462	1,404,729
うち管内児童人口(人)	53,814	31,810	39,515	35,332	38,319	10,917	209,707
管内市町数(市町)	3市	2市5町	3市	2市	1市 (中核市)	2市1町	13市6町 (うち中核市1)
相談受付件数(件)	1,058	818	856	760	804	338	4,634
虐待通告件数(件)	254	137	155	161	167	28	902
うち虐待相談対応件数(件)	168	91	105	53	83	26	526
職員数(人)	27	12	12	12	13	7	83
うち児童福祉司(人)	9	6	6	6	7	3	37
うち児童心理司(人)	5	3	3	3	3	2	19

※1 「管内人口」、「うち管内児童人口」は平成 27 年 10 月 1 日現在。

※2 「相談受付件数」、「虐待通告件数」、「うち虐待相談対応件数」は、平成 29 年度実績。

※3 「職員数」、「うち児童福祉司数」、「うち児童心理司数」は、平成 30 年 4 月 1 日現在。



## 2 体制整備に向けた基本的考え方

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から、継続的なソーシャルワーク業務までを行うこととされた。
- それぞれの地域で、全ての子どもとその保護者に寄り添った支援を行うことは、生活保護制度や DV 被害者支援の制度等、様々な支援メニューを有する市町村が得意とするところであり、市町村の対応力強化により、児童虐待の発生件数の減少も期待できる。
- 元々、平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村は「一義的な児童家庭相談」を受ける役割があるとされていたが、山口県では、児童相談所が中心となった体制から大きな変化はなかった。
- このため、今回の児童福祉法改正を、児童相談所と市町の役割分担を整理する最後の機会と捉え、市町子ども家庭支援体制の整備を行っていくこととした。

## 3 山口県が目指す体制整備

### ○平成 32 年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標

＜山口県における市町子ども家庭支援体制とは＞

- ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点<sup>(\*)</sup>を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターとの一体設置を目指す。

\*「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)に定める市町の子ども家庭支援業務を担う機能を有するもの。

\*「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に定める職員配置基準や標準設備の配置まで求めるものではないもの。

### ○目標達成のための具体的な取組み(平成 30 年度から実施)

#### ①児童相談所による市町に対する支援

##### (i) 児童相談所の援助方針会議への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議に、市町職員の出席を求め、児童相談所の情報収集や分析の方法、支援計画の立て方、ケースアセスメントの方法等を習得。

##### (ii) 児童相談所職員が市町を巡回し、市町業務のスーパーバイズを実施

市町では心理専門職員の確保が困難であることなどから、児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向き、市町の相談対応業務等に対するスーパーバイズを実施。

なお、市町に出向くことにより、市町の関係職員(生活保護担当、DV 被害者支援担当、教育委員会職員等)に対するスーパーバイズも可能。

## ②児童相談所から市町への事案の送致

### (i) 泣き声通告

児童虐待通告のうち、軽微な内容のものが比較的多い泣き声通告を児童相談所が受理した場合、市町に送致し、安全確認から市町で対応してもらう。

市町には管内児童のあらゆる情報が揃っており、各担当が連携することで、正確な状態把握が可能となる。(児童相談所の場合、基礎データは持っていないため、調査診断に時間がかかる)

### (ii) 警察からの面前 DV による心理的虐待通告

面前 DV による心理的虐待の通告の殆どは、警察官による安全確認が行われているため、市町に送致した上で対応を行う。

面前 DV ケースの中には、子どもと共に保護者の保護も必要な事例もあり、こうした場合には、市町での対応が効果的となる。

## 4 体制整備に向けての課題

### ○子ども家庭支援体制の具体的なイメージの共有

#### <内容>

市町子ども家庭支援体制に関する整備後のイメージが、市町間、市町内の部局間、市町と児童相談所間で必ずしも統一されていない。

#### <問題点>

「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした相談全般等を担う」という機能が共有されていないと、組織間の連携や役割分担に齟齬が生じ、必要な支援が受けられないケースが発生する恐れがある。

#### <対策>

児童相談所と市町の協議を今後も継続する中で、子ども家庭支援体制の具体的なイメージを共有していき、役割分担の内容や、整備目標時期を確定する必要がある。

## 5 体制整備に向けたスケジュール

年度	対象	内 容
平成 28 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (8/26) <span>行政説明</span> 市町に関連する児童福祉法等の改正 (県こども家庭課職員)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (1/23) <span>講義</span> 要保護児童等の支援に係る今後の市町の役割 (川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター長)
平成 29 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (7/12) <span>行政説明</span> 市町子ども家庭支援体制整備に関する訪問調査 (県こども家庭課職員) <span>講義</span> 児童福祉法の改正に伴う今後の子ども家庭支援 (百瀬秀 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長補佐)
	県・市町	○市町子ども家庭支援体制整備訪問調査 (7/13~9/5) <span>内容</span> 子ども家庭支援の現行体制 子ども家庭総合支援拠点の整備計画 子ども家庭支援に対する拠点の設置や体制充実のための課題 等 <span>県</span> こども家庭課長、児童相談所長ほか <span>市町</span> 子ども家庭福祉主管課長ほか
	県・市町	○市町母子保健及び児童福祉主管課長会議 (10/20) <span>基調講演</span> 夢をつむぐ子育て支援 (吉田学 厚生労働省子ども家庭局長) <span>行政説明</span> 市町子ども家庭支援体制整備 (県こども家庭課職員) <span>行政説明</span> 子育て世代包括支援センターの設置と機能強化 (県こども政策課職員)
	県・市町	○児童相談所と市町による役割分担協議 (市町体制整備完了まで継続) ・協議は児童相談所と市町各々で実施 ・市町の体制整備状況等の情報提供 (県こども家庭課)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (2/8) <span>行政説明</span> 市町と児童相談所の役割分担協議状況 (県こども家庭課職員) <span>報告</span> 全国の子ども家庭支援体制整備の状況 (鈴木秀洋 日本大学危機管理学部准教授)
	県・市町	○市町健康福祉主管部局長等会議 (2/23) 県こども・子育て応援局長から、「市町における子ども・子育て支援体制の整備について」の説明を行い、取組みの促進を依頼

平成 30 年 度	市町	○体制整備（初年度）
	県・市町	○児童相談所から市町への事案送致開始（4月） ・泣き声通告 ・警察から児童相談所への面前DV通告（児童相談所による措置が不要な事例のみ）
	県・市町	○児童相談所の市町に対する支援（市町体制整備完了まで継続） ・児童相談所の援助方針会議等の出席による市町のスキルアップを支援 ・市町を巡回し、市町の業務のスーパーバイズを実施 ・その他必要に応じて連携・支援を実施
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第1回市町部会（8/21） 行政説明 県社会的養育推進計画の策定について（県こども家庭課職員） 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について（県こども家庭課職員）
	県・市町	○市町子ども家庭支援体制整備に係る調査（基準日：9/30） 内容 ・児童相談所から市町への支援の実施状況 ・「市町村子ども家庭支援指針」に定める市町の機能の充足状況 ・「市町村子ども家庭支援指針」に定める相談種別ごとの対応のあり方
平成 31 年度	市町	○体制整備（2年度目）
	県	○児童相談所専門職員（児童福祉司、児童心理司）の増員完了
平成 32 年度	市町	○体制整備（最終年度）
平成 33 年度	県・市町	○平成 28 年改正児童福祉法に規定する業務を完全実施（4月）

## 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

### 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」

#### 【報告】研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

(厚労省市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG委員、前文京区子ども家庭支援センター所長、法務博士(専門職)、保育士(神奈川)等)

## 第1 報告書の構成

はじめに

第一章 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた支援拠点開設課題と有効な支援

第二章 支援拠点に関するヒアリング調査

第三章 支援拠点に関するアンケート調査分析

第四章 支援拠点について自治体に支援・助言を行うことのできる者の養成報告について  
おわりに

※【報告書全文】日本大学危機管理学部ホームページにて公表(本文 250 頁)

[http://www.nihon-u.ac.jp/risk\\_management/pdf/rm\\_180424\\_2.pdf](http://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/rm_180424_2.pdf)

## 第2 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた支援拠点開設のための課題

児童福祉法が規定する「拠点」は、基本的に市区町村が設置主体となり、その機能としては、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能が求められている(児童福祉法 10 条の 2)。

法を具体化した指針及び要綱によれば、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にして、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し運営することを目的とし、①子ども家庭支援全般に係る業務(実状の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導)、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を具体的な業務内容とする。

調査研究では、拠点設置促進のための課題について全国の市区町村・都道府県へのアンケート及びヒアリング調査を行い、主に、以下 6 つの課題(設置促進の阻害要因)を抽出した。



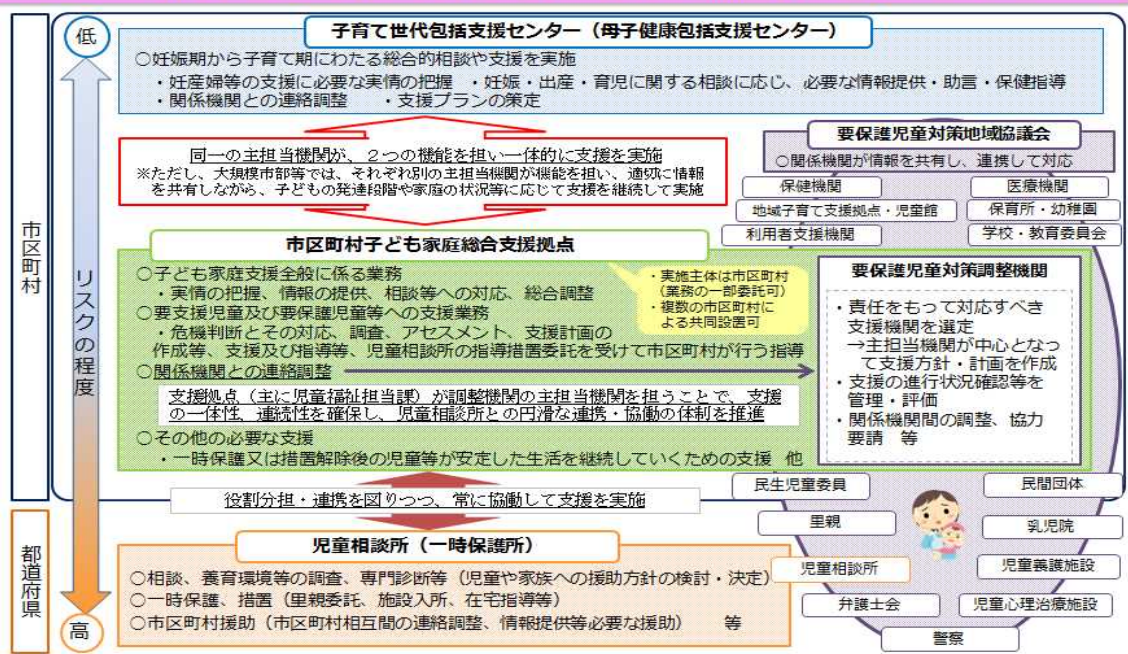
# 1 主な6つの課題（阻害要因）

## (1) 拠点概念のわかりづらさ

### 子育て世代地域包括支援センターとの一体性の困難さ

～下記厚労省作成イメージ図の拠点（緑）部分と子育て世代包括支援センター（青）との関係、要対協（紫）との関係、児童相談所（オレンジ）との役割分担・連携などの整理が十分できない

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



## (2) 人員配置基準の困難さ（①専門職確保の難しさ、②常時要件充足の難しさ）

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名（1名は非常勤可）	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時1名（非常勤可）	常時3名
小規模C型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時2名（非常勤可）	常時4名
中規模型	常時3名（1名は非常勤可）	常時1名（非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時6名
大規模型	常時5名（1名は非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時4名（非常勤可）	常時11名

(3) 財政負担の困難さ (1/2 という運営補助率の低さ)

～ (声) 「1/2 というのは自治体にとっては結構な負担となるのですよ…」

(4) 法的設置を強制する文言となっていないこと (努力義務)

～ (声) 「努力義務だから自治体の中で優先順位を下げられてしまうのです…」

(5) 設置主体は市区町村であり都道府県の役割の具体的明示がないこと。

～ (声) 「設置主体は市区町村ですから…指導はできないのですよ…」

(6) 自治体の規模に応じたモデル・先行事例のなさ

～ (声) 「東京モデルでなく自分の地域に近いところで参考になる拠点はどこか  
ありますか…」

「機能設置のレベルをどのレベルにおいたらよいかかわからない」

ア、鈴木アンケート調査結果 (平成 30 年 1 月・2 月)

類型	設置数
小規模-A型	32
小規模-B型	29
小規模-C型	13
小規模-C型,中規模型	1
大規模型	5
中規模型	13
<b>合計</b>	<b>93</b>
(空白)設置なし	637

国の補助金を受けての設置数は37、  
補助金を受けずに設置した市区町村は56

イ、厚労省調査 (平成 30 年 2 月現在)

(ア) 設置したと回答した市区町村数 : 106 (114 か所)

(イ) 国が定めた「要綱」基準を満たす拠点設置市区町村数 : 66 (67 か所)

(多い種別「小規模A型」22 か所。「小規模B型」が 17 か所)

(ウ) 国の補助金受けての設置数 : 37 (38 か所)

＜単位：市町村、か所＞

区 分	指定都市・ 児童相談所設置市	市・区 (人口30万人以上)	市・区 (人口10万人から30万人未満)	市・区 (人口10万人未満)	町	村	合 計
市町村数	22	62	201	529	744	183	1,741
設置市区町村数	1	12	16	23	12	2	66
設置か所数	2	12	16	23	12	2	67
小規模A型	0	0	0	9	11	2	22
小規模B型	0	0	3	13	1	0	17
小規模C型	1	0	8	1	0	0	10
中規模型	1	8	5	0	0	0	14
大規模型	0	4	0	0	0	0	4

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

- ウ 【参考】子育て世代包括支援センター実施状況（H29. 4.1 母子保健課調べ）  
 ・ 525 市区町村（1106 か所）設置

### 第3 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた 有効策

#### 1 上記課題への対応提言

##### (1) 拠点概念のわかりづらさや不明確さへの対応（上記課題（1）に関連）

ア、それぞれの自治体内での法的位置付けを明確にする必要性

～自治体において拠点を法的に位置付ける要綱設置している自治体

：千歳市、南房総市、岩国市等

※家児相を拡大するイメージもあろう。

イ、都道府県による説明会や市区町村の状況に応じた個別のアドバイス等

##### (2) 子育て世代地域包括支援センター（以下「包括」と表示）との一体性の確保

（上記課題（1）に関連）

ア、機能面であることを強調

イ、ハード面とソフト面での統一化・連携・一体化を目指す

〔（ア）ハード面：同一建物内で同じ窓口すること等

〔（イ）ソフト面：

①指揮命令系統の統一化

②情報共有を図る（情報共有システム）

③情報共有後の仕事の連携・進め方のルール作りが鍵（一緒にスクリーニングや訪問、ケース会議）等

～加賀市、岩国市

※ なお小規模自治体からは、そもそも組織人員の関係で一体化しているとの回答あり

### (3) 人員配置・財政的負担に関して（上記課題 (2) (3) (4) に関連）

鈴木調査では、

①人の確保の困難さ、②（既存の）組織や制度変更が難しいこと、③財政負担の困難さ、以上が複数の阻害要因の上位項目としてあげられた。

ア、財政的負担面での対応

国の補助の利用、都道府県独自の補助の利用

イ、人員配置面での対応

(ア) 地域の人材発掘（保育士等専門職資格支援、看護師・保健師・保育士等有資格者で子育て中で働いていない人への働きかけなど）

(イ) 児童相談所や他自治体からの派遣や人事交流等による対応、自治体内の人事ローテーションの工夫（教育委員会、保健・医療部門、生活保護、保育部門等との人事異動など、また事務職員に専門職資格を取得させる支援など）

(ウ) 段階的専門職採用人員増加（専門能力向上とセット）等

ウ、平成 28 年児童福祉法の改正趣旨の理解の訴え

(ア) 自治体内において、人事・企画財政部署に対して、虐待死事件を防ぐためには、現状では困難であり、組織充実のためには、一歩でも現状のレベルを上げる視点をもって組織力拡充のための工夫が必要

(イ) 法的根拠が明記されたこと、さらにそれに基づき、指針や要綱による具体化がなされており、努力義務だから対応しなくて良いとの回答は法の趣旨を理解していない回答であろう（要対協の全国展開の例参照）。

エ、様々な工夫例

山口市、大村市、南房総市、船橋市、宗像市、豊橋市、枚方市

※ なお組織体制については、保健部門との一体化を選択する場合と教育部門との一体化を選択する場合のプラスとマイナスについて悩みがあげられた。

オ、国への要望等

(ア) ゼロか 100 かでなく、柔軟な設置促進のための段階的補助金支給の仕組み又は経過期間を設けるなどの方法はないか。

また、スタートアップに当たっての設備面についても多様な補助項目がほしいとの声が複数あげられている。

(イ) 正規職員割合を増加させる施策誘導手法はないか。

正規職員割合と非正規職員割合の悩みも挙げられる。厚労省調査（30 年 2 月現在）によれば、拠点配置職員のうち、常勤職員は 365 名（67.5%）、非常勤職

員は176名(32.5%)となるが、継続的なケース対応力が求められる職場において、毎年チーム構成員が入れ替わる危険があること、非常勤職員が大都市の条件の良い拠点に引き抜かれていってしまうとの声もあげられている。

#### (4) 都道府県のバックアップ（上記課題(5)に関連）

ア、法的支援（要綱策定支援等）

イ、財政支援

ウ、研修開催等支援

エ、説明会・ワークショップ開催

オ、児童相談所からの派遣や人事交流、ケース会議へのベテラン児童相談所児童福祉司や心理士等の派遣等

上記により、市区町村のバックアップに力を入れている都道府県あり。

なお、都道府県・児童相談所自体が自らの業務に精一杯で、市区町村支援は難しいとの声が相当数あげられたが、市区町村支援は都道府県・児童相談所業務の要であり、市区町村への丁寧なバックアップを行っていくことが、都道府県・児童相談所・市区町村の子ども福祉のグランドデザインには不可欠である（冒頭のイメージ図に穴があっては子どもの命は守れない）。

都道府県と市区町村間での地道かつ丁寧な説明会の開催や対話を積み重ねて行くことで、設置のための個別の課題や穴の埋め方も明らかになっていく。個別ケース対応力を市区町村が向上させ、支援拠点の設置が増えることで、中・長期的には、都道府県・児童相談所が重大緊急案件により対応できるようになる。

#### (5) 自治体の規模に応じたモデル・先行事例に関して

詳細は、【29年度報告書】のヒアリング調査自治体の項目参照

ア、市区町村

熱海市（小規模A）、玉野市（小規模A）、南房総市（小規模A）、加賀市（小規模B）、総社市（小規模B）、千歳市（小規模B）、宗像市（小規模B）、山口市（小規模C）、岩国市（小規模C）、大村市（小規模C）、明石市（中規模）、豊橋市（中規模）、枚方市（中規模）、松戸市（中規模）、港区（中規模）、豊田市（大規模）、船橋市（大規模）

イ、都道府県

北海道、福島県、石川県、東京都、千葉県、大阪府、山口県、岡山県、福岡県、長崎県

※ 地域による特徴

気候による制約、地形による制約、島しょや広大な面積を守備範囲にしてい

ること、住民の年齢構成その他の特徴などによる特段事情あり  
→しかし、上記を考慮すると、より支援拠点の必要性は高まる。

#### 第4 今後の設置促進への提言

##### 1 法的位置付けなど正確な理解の徹底

支援拠点とは何か？支援拠点を設置するメリットはどこにあるのか？

設置促進のためにはどうしたらよいのか？

→支援拠点の内容面についての周知徹底

※今回の目黒区虐待死事件を契機とする児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策内容の重要な一項目ともなっている。

※29年度調査当時は、担当窓口へ辿り着くことに相当労力をかけ、アンケート、ヒアリングに困難を極めた…。

##### 2 支援拠点開設を支援する場の確保（先行事例の紹介含む。）

ア、設置促進のための説明会等

イ、現状の個別課題についての意見交換

→上記の点についての国・都道府県・研究チーム等による丁寧な説明、質疑・協議・回答等を行う場の設定が地域ごとに繰り返し行われていく必要

※ 先行事例の紹介

全国の他の地域での状況、先行自治体の体制（課題・悩み・レベル）等について聞きたい、知りたいとの要望を多く聞く。開設に向けて多くの事例紹介が必要となるろう。

##### 3 人事・企画財政・法務部門等の事務セクションを巻き込む

鈴木調査では、設置までに有効だった事柄として、上位項目をあげると、①自治体庁内関係機関との連携、②都道府県の支援、③国の支援、④要綱等の整備、⑤地域の専門機関との連携（医師会、弁護士会その他）があげられた。

支援拠点設置のためには、人・金・ものが不可欠であり、その確保のためには、現場の相談担当等の能力向上だけでなく、その環境整備を行うことができる児童福祉主幹課（長）の力量に負うところが大きい。さらに人事・企画財政部門に拠点開設の重要性を理解し協力してもらうことが重要となる。児童福祉部門の問題だけでなく、自治体全体が優先して取り組む項目として支援拠点の設置を位置付ける必要があるろう。

※追い風

#### 4 スタートアップマニュアル

支援拠点設置までの行程や設置のための具体的要素をまとめたスタートアップマニュアル等を策定してほしいとの要望があげられており、その提示が必要となろう。

※【最近の支援拠点に関連する鈴木参考記事】

- ・鈴木秀洋「虐待死を防ぐのは警察介入か～再発防止提言」（都政新報 2018 年 7 月 10 日）
- ・鈴木秀洋「支援拠点設置課題」（毎日新聞 2018 年 7 月 21 日朝刊『ミニ論点』）
- ・鈴木秀洋『「目黒区虐待死事件再発防止策」－全件共有論への危惧を中心に』（『政策法務ファシリテータ』 vol59 （2018 年 7 月 30 日号・第一法規）
- ・インタビュー記事 日経デュアル DUAL（2018 年 6 月 21 日）  
「目黒区虐待死 再発防止のために 私たち親にできること」  
<https://dual.nikkei.co.jp/atcl/column/17/101200003/061800120/>
- ・「目黒区虐待死 児相と警察、どう情報共有」（毎日新聞 2018 年 7 月 26 日朝刊『ぷらすアルファ』）にコメント

# 岩国市子ども家庭総合支援拠点と 子育て世代包括支援センターの 連携について



岩国市こども支援課  
こども相談室 吉本和彦

## 岩国市の概要



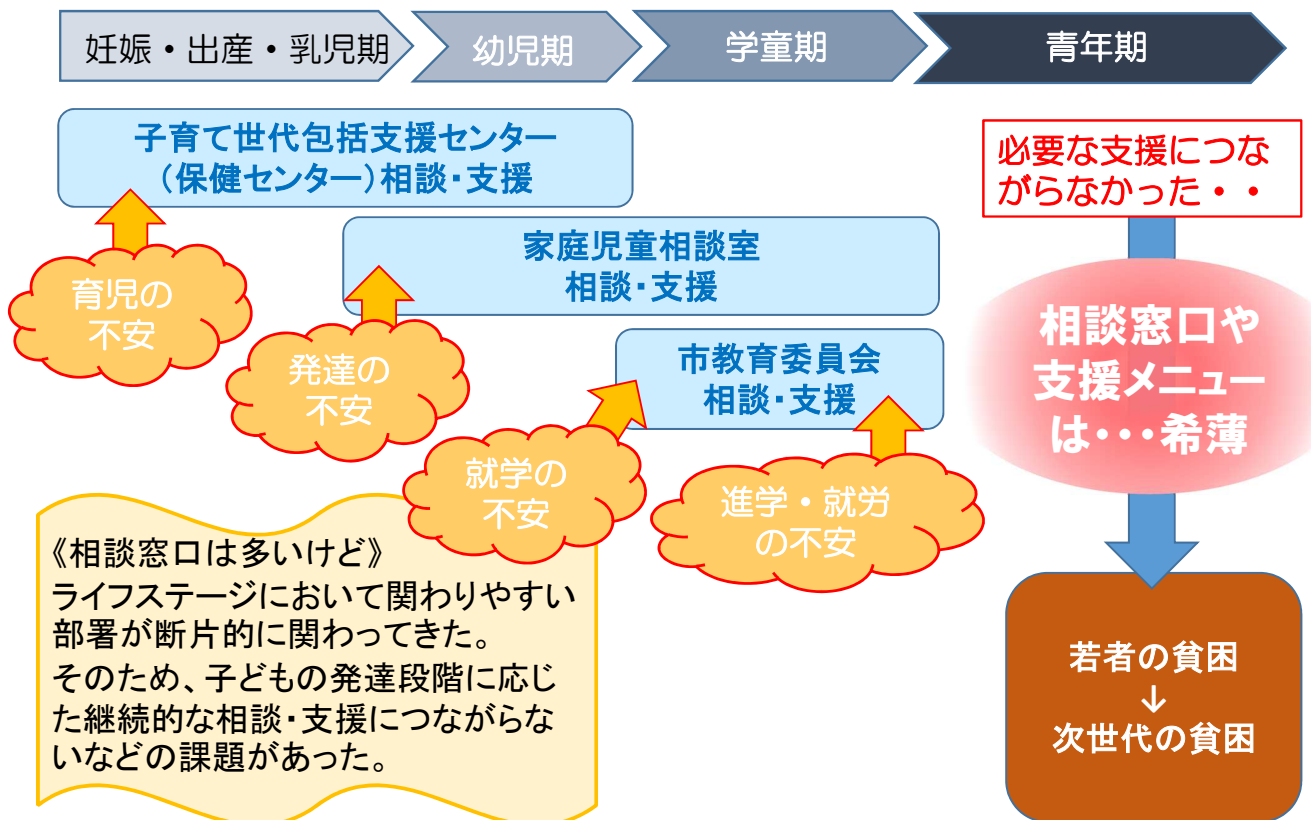
- 面積 873.72km<sup>2</sup>
- H30年4月1日現在
  - 人口 135,662人
  - 世帯数 65,752世帯
  - 児童の人口(18歳未満) 19,706人
  - 人口割合 14.5%



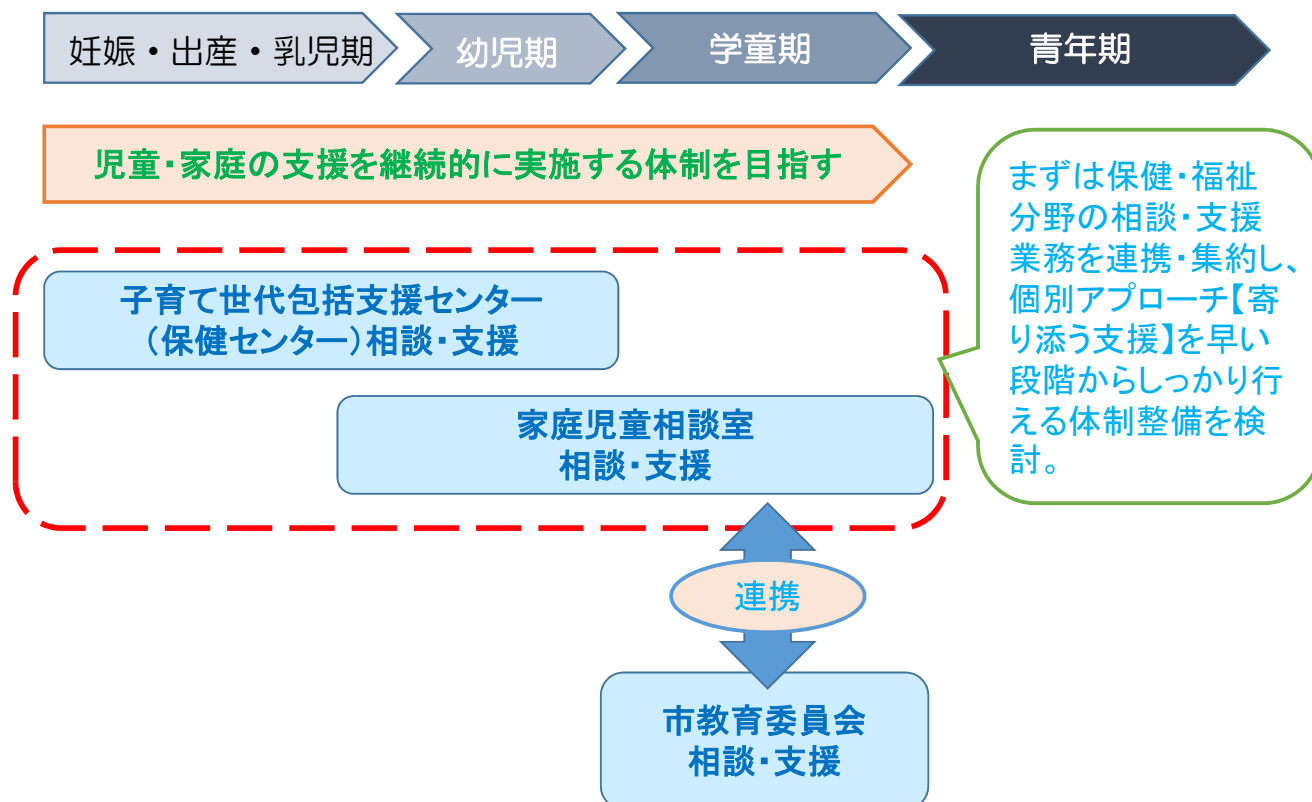
# 支援拠点開設までの経緯



## これまでの岩国市の相談・支援体制



## そこで・・・岩国市の相談・支援体制を検討



## 保健・福祉分野の相談・支援業務を連携・集約した支援体制の構築

《検討の結果》

- ① 市の子育て相談窓口を市民に分かりやすくする。
- ② 支援を必要としている児童や家庭の情報を一元管理し、切れ目のない支援を行う。
- ③ 子どもを支援するネットワークを整理し、効率的な運営を実施する。
- ④ 実施事業を統合し、業務改善を図る。
- ⑤ 専門職を集めることで専門知識の共有や迅速な課題解決を図る。

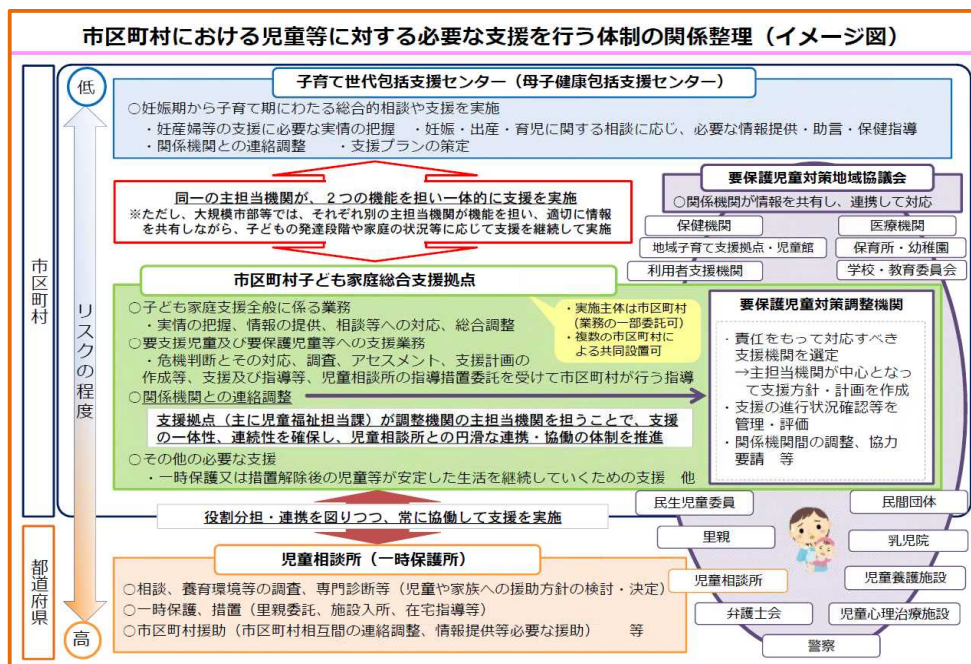


◎保健・福祉の子育て相談窓口の一本化をめざす。

(そのために)

家庭児童相談室と岩国市子育て世代包括支援センターの業務を同一フロアーで行う。

# 目指す方向が決まりかけたころ・・・ 児童福祉法の改正に伴う「子ども家庭総合支援拠点」の イメージについて情報提供



## 岩国市子ども家庭総合支援拠点（平成29年4月1日～）

○「家庭児童相談室」を岩国市保健センターに移転し、名称を「こども相談室」とし、「子ども家庭総合支援拠点」として機能するよう体制を整える。

### 【内容】

- ・児童相談所からのケース移管や措置委託に対応するため、保健師・社会福祉士からなる「虐待対応専門員」と保育士・社会福祉士・精神保健福祉士からなる「子ども家庭支援員」を配置した。
- ・子育て世代包括支援センターと同一フロアにすることで子育て支援体制の充実を図る。

# 子ども家庭総合支援拠点と 子育て世代包括支援センター の概要



## 子ども家庭総合支援拠点(こども相談室)の概要

### 【実施業務】

- ・子ども家庭支援全般に係る業務(窓口・電話・家庭訪問による相談・支援)
- ・要保護児童等への支援業務(児童相談所の指導措置委託を受けて市が行う指導等)
- ・要保護児童対策地域協議会事務局
- ・養育支援訪問事業の実施(在宅支援のコーディネート等)

### 【職員体制】 職員数7名

区 分	資格等	業務内容
虐待対応専門員(3名)	社会福祉士1(正) 保健師2(正:他課兼務)	虐待相談・虐待が認められる家庭への支援
子ども家庭支援員(3名)	社会福祉士・精神保健福祉士1(正) 保育士2(正・臨時)	総合調整・養育困難な家庭への支援
家庭相談員(1名)	保健師1(正)	子育て等の相談・支援

(参考)「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

岩国市:H30.4.1 人口135,662人 児童人口19,706人

小規模C型:最低職員配置人員 子ども家庭支援員 常時2名

虐待対応専門員 常時2名

計 4名以上

# 子育て世代包括支援センターの概要

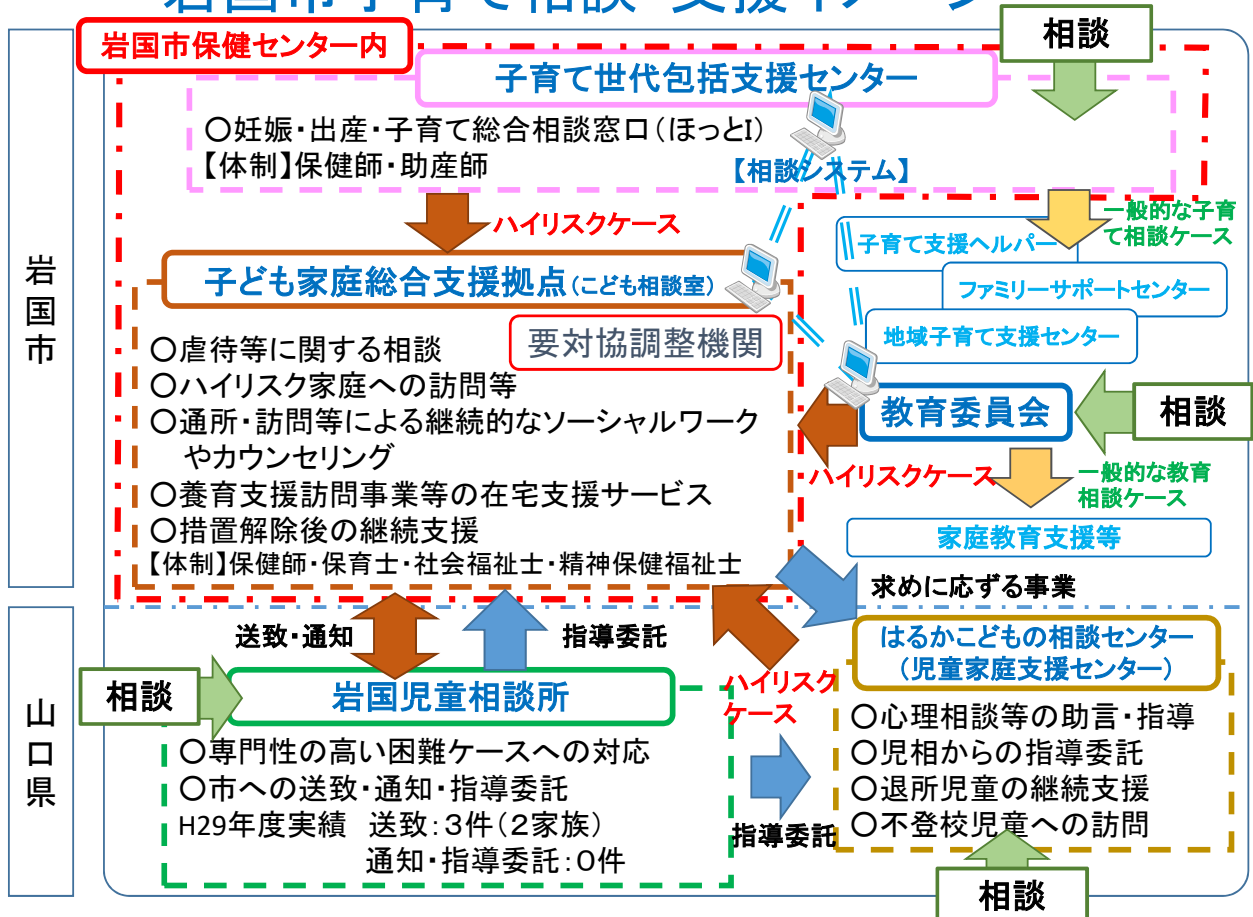
## 【実施業務】

- ・利用者支援事業(母子保健型)の業務
  - ア 妊娠期から子育てにわたる母子保健や育児に関する総合相談  
総合相談窓口「ほっとI(あい)」の運営
  - イ 必要な母子保健サービスの提供等による利用者支援
  - ウ 関係機関とのネットワークの構築や資源の開発
- ・妊娠・出産包括支援事業の実施(産婦への支援の強化)
  - ア 子育て支援ヘルパー派遣事業
  - イ 産後2週間相談支援事業
  - ウ 産後ケア(宿泊型)事業
- ・ハイリスク妊産婦の訪問指導等
- ・母子保健事業や子育て支援事業との連携



【職員体制】 職員数 4名 保健師2名(正)  
(内センター長は母子保健班長兼務)  
助産師2名(臨)

## 岩国市子育て相談・支援イメージ



<子ども家庭総合支援拠点の相談等実績>

○年齢別相談件数							(単位:件)		
	0~3歳未満	3歳~就学前	小学生	中学生	高校生以上	計	男女別内訳		
							男	女	
平成23年度	52	85	121	41	23	322	174	148	
平成24年度	65	96	118	44	31	354	181	173	
平成25年度	56	93	110	48	15	322	164	158	
平成26年度	78	128	150	78	35	469	243	226	
平成27年度	85	94	150	71	24	424	231	193	
平成28年度	92	104	137	58	27	418	227	191	
平成29年度	129	131	136	36	22	454	232	222	

○養育支援訪問事業実施状況					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問実家庭数	4	5	9	8	10
訪問延件数	18	35	111	199	268
内訳)専門的相談指導	18	35	79	87	111
育児・家事援助	—	—	32	112	157



## 子ども家庭総合支援拠点と 子育て世代包括支援センターの業務を 同一フロアで行うことで・・・

### 【施設面】

◎保健センターに設置したことで相談室や交流スペースの確保には困らなかった。

### 【業務面】

◎気になるケースを早期に支援

○妊娠期から支援を必要とする家庭の把握

○多職種の視点でアセスメント・プランニングできる

◎継続した支援をスムーズに実施

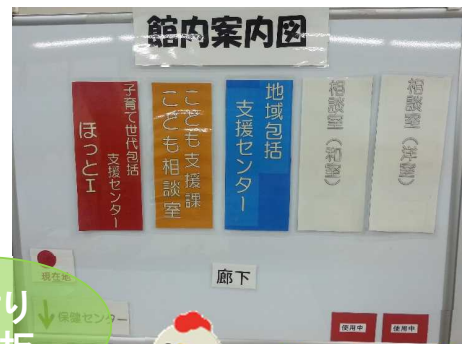
○多職種による面談や家庭訪問を連携して行うことで  
継続した支援を実施

◎事務の効率化を図る

○協議のための移動や電話連絡等の時間を短縮



事務所内



手作り案内板



## 今後の子ども家庭総合支援拠点について

### 【課題】

○人材の確保が課題となっている。

### 【方針】

- 教育部門との連携を強化し、切れ目のない支援を行うことで「世代間連鎖」を防止する。
- 関係機関の支援ネットワークを充実させ、多機関・多職種の方で子どもや家庭の支援の強化を図る。